

## 島根大学附属図書館規則

(平成28年島大規則第20号)

(平成28年3月15日制定)

[平成29年3月21日一部改正]

### (趣旨)

第1条 この規則は、島根大学附属図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 図書館は、図書、学術雑誌その他必要な資料を収集、組織、保管し、これを利用者の教育・研究・学習等の要求に対して提供し、併せて学術情報システム活用の中として機能することにより、島根大学における教育研究活動を支援するとともに、地域社会の知的情報拠点としての役割を果たすことを目的とする。

### (業務)

第3条 図書館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学修環境の整備及び教育研究プログラムと連携した教育支援に関すること。
- 二 学術情報の収集、整理、提供及び保存並びに電子図書館機能の充実に関すること。
- 三 学術情報の地域連携に係る企画、立案及び調整に関すること。
- 四 研究成果及び学術資料の情報発信に関すること。
- 五 その他図書館の業務に関すること

### (施設の名称)

第4条 図書館に、次の各号に掲げる施設を置き、それぞれ当該地区の学術情報の収集等、前条に定める業務を分掌する。

- 一 松江キャンパス 図書館本館（以下「本館」という。）
- 二 出雲キャンパス 医学図書館

### (組織)

第5条 図書館に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 図書館長（以下「館長」という。）
- 二 医学図書館長
- 三 その他必要な職員

### (館長)

第6条 館長の選考は、本学の専任教授のうちから、第8条に規定する図書館運営会議（以下「図書館運営会議」という。）の議を経て、学長が行う。

- 2 館長は、図書館の業務を掌理する。
- 3 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(医学図書館長)

第7条 医学図書館長は、医学部（医学部附属病院を含む。）の教員のうちから選考するものとし、第9条に規定する図書館医学図書館運営会議（以下「医学図書館運営会議」という。）からの推薦に基づき、図書館運営会議の議を経て、学長が選考する。

2 医学図書館長は、医学図書館の業務を掌理する。

3 医学図書館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の医学図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(図書館運営会議)

第8条 図書館の業務の円滑な企画及び実施を図るとともに、図書館の運営に関する事項を審議するため、図書館運営会議を置く。

2 図書館運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 第3条に規定する業務に関すること。

二 図書館の予算及び決算に関すること。

三 館長及び医学図書館長の推薦に関すること。

四 専門委員会等の設置に関すること。

五 その他図書館の運営に関すること。

3 図書館運営会議は次の各号に掲げる委員で組織する。

一 館長

二 医学図書館長

三 各学部（総合理工学部を除く。）教員代表 各2名

四 総合理工学研究科教員代表 2名

五 企画部図書情報課長

六 その他館長が必要と認めた者

4 前項第3号及び第4号の委員は、学部長及び研究科長の申出に基づき、学長が任命する。

5 第3項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 図書館運営会議は館長が招集し、議長は館長をもって充てる。

7 議長に事故のあるときは、医学図書館長がその職務を代理する。

8 図書館運営会議は、委員の過半数の出席により成立する。

9 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 図書館運営会議が必要と認めたときは、図書館運営会議に委員以外のものの出席を求め、その意見を聴くことができる。

(本館運営会議)

第8条の2 本館の業務の円滑な企画及び実施を図るとともに、本館の運営に関する事

項を審議するため、本館運営会議を置く。

2 本館運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(医学図書館運営会議)

第9条 医学図書館の業務の円滑な企画及び実施を図るとともに、医学図書館の運営に関する事項を審議するため、医学図書館運営会議を置く。

2 医学図書館運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会等)

第10条 図書館の専門的課題に対応するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、図書館運営会議において定める。

(図書館の利用)

第11条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 図書館の事務は、企画部図書情報課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、図書館運営会議が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 島根大学学術情報機構附属図書館規則(平成25年島大規則第36号)は廃止する。

3 学長は、第6条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学学術情報機構附属図書館長であった者を館長として任命するものとする。また、当該館長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

4 学長は、第7条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学学術情報機構附属図書館医学図書館長であった者を医学図書館長として任命するものとする。また、当該医学図書館長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日とする。

5 学長は、第8条第4項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学学術情報機構附属図書館運営会議委員であった者を図書館運営会議委員として任命するものとする。また、当該委員の任期は、第8条第5項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。